○都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案			現	行
(市町村都市再生整備協議会)		(市町村都市再生整備協議会)		
第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村	すごとに	第四十六条	ۯ	次に掲げる者は、市町村ごとに
、都市再生整備計画及びその実施に関し	必要な協	、都市再生	整備計	画及びその実施に関し必要な協
議を行うため、市町村都市再生整備協議会	会(以下	議を行うた	め、市	町村都市再生整備協議会(以下
この章において「市町村協議会」という。)を組	この章にお	いて「	市町村協議会」という。) を組
織することができる。		織すること	ができ	る。
一~五 略		一~五 略	ř	
六 地域における歴史的風致の維持及び	<u> う上に関</u>			
する法律(平成二十年法律第 号) 賃	第三十四			
条第一項の規定により当該市町村の長が打	<u>旨定した</u>			
歷史的風致維持向上支援法人		<u>六</u> 略		
<u>七</u> 略		2~5 略	;	
2~5 略				